

公 告

下記について、一般競争入札を執行しますので、藤枝市財務規則第 1 2 2 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 6 月 23 日

藤枝市長 北村正平

記

- 1 担当部局 藤枝市 企画創生部 企画政策課
住所：〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目 1 1 番 1 号
電話番号：054-643-2055
- 2 競争入札に付する事項
 - (1) 入札番号 企第 1 号
 - (2) 入札内容 第 6 次藤枝市総合計画・後期計画策定業務委託仕様書のとおり
 - (3) 納品箇所 藤枝市 企画創生部 企画政策課（詳細は仕様書のとおり）
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 藤枝市における建設コンサル等業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。
 - (3) 藤枝市内に営業所（入札及び業務委託契約に関する権限等の委任を受けていること）を有する者であること。
 - (4) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（建設部門（都市及び地方計画））又は総合技術管理部門（都市及び地方計画）または、R C C M（都市計画及び地方計画の資格を有する者）を管理技術者として配置できること。
 - (5) 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に静岡県内市町が発注した総合計画策定業務又は総合計画策定に係る基礎調査業務、計画策定業務の受注実績（完了済みのものに限る）がある者。
 - (6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77

号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱をする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

4 仕様書の配布期間配布場所

- (1) 配布期間 令和7年6月23日(月)午前9時から令和7年6月27日(金)午後3時まで
- (2) 配布場所 藤枝市企画政策課及び藤枝市ホームページ

5 参加資格確認申請

本入札に参加を希望する場合は、次により申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和7年6月25日(水)までの平日のうち、午前9時から午後5時まで
- (2) 申請場所 藤枝市役所企画政策課(持参または郵送・Eメールにて受付)
- (3) 提出書類
 - ・参加資格確認申請書
 - ・過去10年間(平成27年4月1日から令和7年3月31日まで)に静岡県内市町が発注した総合計画策定業務又は総合計画策定に係る基礎調査業務、計画策定業務の受注実績(完了済みのものに限る)があることが分かるもの(任意の書式)
- (4) 回 答 入札参加資格の確認の結果は、令和7年6月26日(木)に入札参加資格確認通知書により通知する。

6 入札手続等

- (1) 入札執行日時 令和7年6月30日(月)午前9時30分
- (2) 入札執行場所 藤枝市役所 西館3階301会議室
- (3) 入札方法 入札書の持参による(郵送又は電送による入札は認めない)
入札書の封印は必要ない。
入札執行回数は2回を限度とする。
- (4) 持参書類 入札書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状(代理人が入札する場合)

- 合)
- (5) 最低制限価格 無
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 前払金 無
- (9) 入札心得 入札心得は藤枝市ホームページに掲載する。
入札参加者は遵守すること。
- (10) 入札の無効 無効となる入札については、入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札資格がないことが明らかになったときは、その者がした入札は無効とする。
- (11) 不落随意契約 限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内で決定とする。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

7 仕様書に関する質問

- (1) 受付期間 令和7年6月25日(水)午後5時まで
- (2) 受付方法 藤枝市企画政策課 (kikaku@city.fujieda.shizuoka.jp) 宛にメール
- (3) 回答日 令和7年6月26日(木) ※ホームページに掲載